

令和2年度保育料（利用者負担額）について

各月初日の支給認定保護者の属する世帯の階層区分		3歳未満児（3号認定）利用者負担額〔月額〕					
階層区分	定 義	保育標準時間			保育短時間		
		第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降
第1階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）及び中国残留邦人等の支援給付受給世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円
第2階層	当該年度の4月分から8月分までの利用者負担額の算定にあっては前年度分の、当該年度の9月分から3月分までの利用者負担額の算定にあっては当該年度分の市町村民税の額が右欄の区分に該当する世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円
第3階層	市町村民税所得割課税額48,600円未満（第1階層又は第2階層に該当する場合を除く）	13,800円	6,900円	0円	13,500円	6,700円	0円
	市町村民税所得割課税額48,600円未満（第1階層又は第2階層に該当する場合を除く）注1	9,000円	0円	0円	9,000円	0円	0円
第4階層	市町村民税所得割課税額48,600円以上97,000円未満	21,100円	10,500円	0円	20,700円	10,300円	0円
第5階層	市町村民税所得割課税額97,000円以上169,000円未満	31,900円	15,900円	0円	31,300円	15,600円	0円
第6階層	市町村民税所得割課税額169,000円以上301,000円未満	44,500円	22,200円	0円	43,700円	21,800円	0円
第7階層	市町村民税所得割課税額301,000円以上397,000円未満	61,500円	30,700円	0円	60,400円	30,200円	0円
第8階層	市町村民税所得割課税額397,000円以上	73,100円	36,500円	0円	71,800円	35,900円	0円

◆ 市町村民税所得割課税額は、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄附金税額控除等がある場合については、適用前の額となります。

◆ この表において「第1子」とは、負担額算定基準子どもが同一世帯に2人以上いる場合における最年長の子どもをいい、「第2子」とは第1子の次に年齢の高い子どもをいい、「第3子以降」とは第1子及び第2子以外の子どもをいう。

◆ 注1の階層に該当する場合は、次のいずれかに該当する世帯です。

(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第6項の配偶者のない者で現に児童を扶養している者の世帯

(2) 次のいずれかに該当する在宅障害児（者）を有する世帯

ア 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児

オ 国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

(3) 支給認定保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると町長が認めた世帯

◆ 上記保育料が国の定める保育料の額を超える場合においては、国の定める保育料が利用者負担額となります。